

ご利用の皆様へ

フィットネスルームにおける利用制限の一部解除について (お知らせ)

緊急事態宣言解除後の対応について、すでにお知らせしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染者数の推移等の現状を踏まえ、大声での発声を前提とした利用（カラオケ、コーラス等）制限を段階的に緩和するため、**フィットネスルームに限り**制限を次のとおり一部解除いたします。

<実施期間>

令和3年10月18日（月）～

<対象施設>

フィットネスルーム

※フィットネスルーム以外の施設については、引き続き、大声での発声を前提としたご利用はできません。

<利用制限の一部解除内容>

- **大声での発声を前提としたご利用(カラオケ、コーラス、詩吟等)を可能とします**
- 文化系・運動系のご利用について、ともに定員(上限)を16名→32名とします

<ご利用の条件>

- **大声での発声を前提としたご利用についてはマスク着用**でのご利用といたします。
- 運動系のご利用で**マスクを外して利用する場合は、飛沫感染防止のため、引き続き対人距離を2メートル以上確保**していただきます。
- 上記に限らず、その他の感染症対策（換気の実施等）についても引き続き実施していただきます。

吉川市民交流センターおあしす